

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく 特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令案

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

第1 概要

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号。以下「法」という。）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行令（令和8年3月公布予定。以下「令」という。）の施行に伴い、重要電子計算機の範囲その他の法及び令において主務省令で定めることとされた事項について定める。

第2 主な規定事項

(1)重要電子計算機の範囲関係(第1条)

①令第1条第3項第2号の主務省令で定める電子計算機(第1項)

令第1条第3項第2号の主務省令で定める電子計算機として、特定重要設備（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第50条第1項に規定する特定重要設備をいう。以下同じ。）と電気通信回線（公衆の用に供されているものを除く。）で直接又は間接に接続されている電子計算機であって、特定重要設備に電磁的記録（法第2条第8項第2号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を送信する機能を有するもののうち、当該電磁的記録を送信するに当たり、経路制御（電気通信信号を送信するに当たり、宛先に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信すること（送信することのできる二以上の経路のうちから、宛先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信することを除く。）をいう。）がされないもの等を定める。

②令第1条第3項第3号の主務省令で定める電子計算機(第2項)

令第1条第3項第3号の主務省令で定める電子計算機として、一号電子計算機（令第1条第3項第3号に規定する一号電子計算機をいう。以下同じ。）による情報処理の用に供される電磁的記録を作成するために用いられる電子計算機であって、当該電磁的記録が一定の期間ごとに当該一号電子計算機に入力されるもののうち、これらの電子計算機の使用に係る不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能を有するもの等を定める。

(2)特定重要電子計算機の届出関係(第2条)

①届出方法(第1項)

法第4条第1項の規定による届出は、特定重要電子計算機のうち、アプライアンス

(特定の用途に供されるプログラムが組み込まれた特定重要電子計算機であって、当該プログラム以外のプログラムが通常組み込まれないものをいう。以下同じ。)に係るハードウェア並びにアプライアンス以外の特定重要電子計算機に組み込まれたオペレーティングシステム、ミドルウェア及びアプリケーションについて、導入した日から4月以内に、様式第1による届出書を提出して行うものとする。

②届出方法の特例(第2項～第4項)

経済安全保障推進法第50条第1項の規定による指定を受けた日から2月以内に導入した特定重要電子計算機又は同項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要電子計算機となった電子計算機であって、当該特定重要電子計算機となった日から2月以内に導入したのものについては、当該指定を受けた日又は当該特定重要電子計算機となった日から6月以内に届け出ればよいこととする。

また、第1項の規定による届出書は、経済安全保障推進法の規定による届出書のうち一定のもの等をもって、代えることができることとする。

③届出事項(第5項)

法第4条第1項の主務省令で定める事項は、特定重要電子計算機の製品名、製造者名等とする。

(3)変更の届出関係(第3条)

①届出方法(第1項)

法第4条第3項の規定による変更の届出は、当該変更の日から4月以内に、様式第2による届出書により行うこととする。

②届出方法の特例(第2項・第3項)

前条第3項・第4項の規定を第1項の届出について準用するとともに、第1項の規定による届出書は、経済安保推進法の規定による報告書のうち一定のものをもって、代えることができることとする。

③変更の届出を不要とする事項(第4項)

法第4条第3項の主務省令で定める軽微な変更は、特別社会基盤事業者の名称の変更とする。

(4)特定侵害事象等の報告関係(第4条)

①特定侵害事象の原因となり得る事象(第1項)

法第5条の主務省令で定める事象は、特定侵害事象の痕跡が記録される事象等とする。

②報告方法(第2項)

法第5条の規定による報告は、特定侵害事象又は前項の事象(以下「特定侵害事象等」という。)の発生を認知した後、速やかに及び当該発生を認知した日から30日以内に、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式による報告書により行うものとする。

③報告事項(第3項)

法第5条の主務省令で定める事項は、特定侵害事象等が発生した特定重要電子計算機、特定侵害事象等に関する技術的な事項等とする。

第3 施行期日等

公布日：令和8年5月（想定）

施行日：法の施行の日（令和8年10月1日）（想定）

以上